

私 第1061-32号  
平成20年 7月31日

各 大阪府知事所轄学校法人理事長 様

大阪府生活文化部私学課長

「法人税に係る寄附金の損金算入限度額の引上げ」及び「地方団体の  
条例により指定された寄附金にかかる寄附金控除」について（通知）

標記について、平成20年度税制改正に伴い、文部科学省高等教育局私学部長から通知がありましたので、お知らせします。

また、その概要については、以下のとおりですが、文部科学省からの通知など、詳細については、私学課学校専用ホームページ上にて掲載していますので、御参照ください。

なお、「地方団体の条例により指定された寄附金にかかる寄附金控除」に係る大阪府の対応は、現在のところ未定であることを申し添えます。

#### 記

- 「法人税に係る寄附金の損金算入限度額の引上げ」  
所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）が公布され、法人税に係る寄附金の損金算入限度額が引上げられることになったこと（施行期日：平成20年4月1日）。
- 「地方団体の条例により指定された寄附金にかかる寄附金控除」  
地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が公布され、個人住民税について、所得税の寄附金控除の対象となっている法人は、地方公共団体の条例によって指定を受けたときには、寄附金税額控除の対象とされることになったこと（施行期日：平成21年4月1日）。

#### 【私学課学校専用ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.jp/shi-gaku/topix/kyotsu.htm>

（お問い合わせ先）

大阪府生活文化部私学課

小中高振興グループ 村岡 （ダイヤル 06-6944-9153）

幼稚園振興グループ 西川 （ " 06-6944-6976）

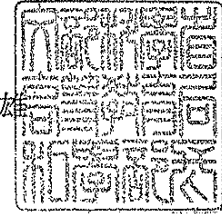
専各振興グループ 村上 （ " 06-6944-6790）

20文科高第297号  
平成20年7月10日

各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長

磯田 文 雄



(印影印刷)

「法人税に係る寄附金の損金算入限度額の引上げ」及び「地方団体の条例により指定された寄附金にかかる寄附金控除」について（通知）

このたび、平成20年度税制改正に伴い、所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）が公布され、法人税に係る寄附金の損金算入限度額が上げられることとなりました（施行期日：平成20年4月1日）。

また、地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が公布され、個人住民税について、所得税の寄附金控除の対象となっている法人は、地方団体の条例によって指定を受けたときには、寄附金税額控除の対象とされることとなりました（施行期日：平成21年4月1日）。

改正の内容は下記のとおりであり、平成20年分以後の法人税及び個人住民税について適用となりますので、事務処理上遺漏のないようお願いいたします。

なお、学生数の減少など私学を取り巻く環境が厳しさを増す中で、各学校法人には経営基盤の強化が喫緊の課題とされており、寄附金の受入れはそのための有効な手段の一つとなるものです。近年においては、今回の改正のほかにも、学校法人に対して寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度に係る国税庁長官の承認要件の緩和、日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度に係る審査手続等の大幅な簡素化、所得税に係る寄附金控除の控除限度額の拡大など、学校法人への寄附を促進するための様々な税制上の優遇措置が整備されてきているところです。

貴職におかれては、所轄の学校法人が、これらの諸制度を活用して寄附金の募集を行うなどにより、経営基盤の強化により一層努めていくよう、その旨の周知をお願いいたします。また、地方住民税における寄附金税額控除について、学校法人に対する寄附金をその対象に加えていただけるよう適宜御検討くださるようお願いいたします。

記

○法人税に係る寄附金の損金算入限度額の引上げ（法人税法第37条第4項関係）

法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第4項では、内国法人が支出した寄附金で特定公益増進法人に対するものについて、一般の寄附金の損金算入限度額 $1/2$ （資本金 $\times 0.25\%$ ＋当該年度所得 $\times 2.5\%$ ）と同額までを別枠で損金算入することができることとされていましたが、このたび同項の規定が改正され、一般の損金算入限度額 $1/2$ （資本金 $\times 0.25\%$ ＋当該年度所得 $\times 2.5\%$ ）と別枠で $1/2$ （資本金 $\times 0.25\%$ ＋当該年度所得 $\times 5\%$ ）を損金算入することができることとされ、損金算入限度額が拡充されました。

したがって、学校法人に対する寄附については、最大で、資本金 $\times 0.25\%$ ＋当該年度所得 $\times 3.75\%$ を損金算入できることとなりました。【別紙1】

○地方団体の条例により指定された寄附金に係る寄附金控除（地方税法第37条の2、第314条の7関係）

所得税の寄附金控除の対象となっている法人に対する寄附金で、都道府県の条例によって指定されたものは指定団体の道府県民税、市区町村の条例によって指定されたものは指定団体の市町村民税において寄附金税額控除の対象とされることとなりました。

したがって、学校法人への寄附は、既に所得税の寄附金控除の適用対象であるため、個人住民税に関しては、今後、各地方団体の条例で指定された場合、本税制上の優遇措置の対象となります。【別紙2】

【参考】個人住民税の寄附金税制が大幅に拡大されました。（総務省ホームページ）

[http://www.soumu.go.jp/menu\\_00/important/080430\\_2\\_kojin.html](http://www.soumu.go.jp/menu_00/important/080430_2_kojin.html)

担当 高等教育局 私学部 私学行政課 法規係  
電話 03-5253-4111（内線2532）

法人税法 (抄) (昭和40年法律第34号)

(寄付金の損金不算入)

第三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額(次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。)の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2~3 (略)

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金(前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。)の額があるときは、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額)は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5~12 (略)

法人税法施行令 (抄) (昭和40年政令第97号)

(特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額)

第七十七条の二 法第三十七条第四項(寄附金の損金不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等(次号に掲げるものを除く。)

次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額

イ 当該事業年度終了の時における資本金等の額(当該資本金等の額が零に満たない場合には、零)を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の二・五に相当する金額

ロ 当該事業年度の所得の金額の百分の五に相当する金額

二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの、法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに財務省令で定める法人 当該事業年度の所得の金額の百分の五に相当する金額

- 2 前項各号に規定する所得の金額は、第七十三条第二項各号（一般寄附金の損金算入限度額）に掲げる規定を適用しないで計算した場合における所得の金額とする。
- 3 第一項各号に規定する所得の金額は、内国法人が当該事業年度において支出した法第三十七条第七項に規定する寄附金の額の全額は損金の額に算入しないものとして計算するものとする。
- 4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 内国法人が第一項各号に掲げる法人のいずれに該当するかの判定は、各事業年度終了の時の現況による。

事 務 連 絡  
平成20年5月1日

各府省庁税制担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

地方団体の条例により指定された寄附金に係る  
寄附金税額控除の周知について

平成20年度税制改正により、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち、地方団体の条例によって指定された寄附金については、都道府県の条例によって指定されたものは指定団体の道府県民税、市区町村の条例によって指定されたものは指定団体の市町村民税において寄附金税額控除の対象とされることとなりました。

つきましては、所得税の寄附金控除の対象となっている法人に係る制度を所管する各府省庁におかれましても、本制度の周知を図るとともに、地方団体の条例により寄附金税額控除の対象として指定された場合の事務取扱いについて、適切な助言をお願いいたします。

なお、総務省から地方団体に対し、別添のとおり通知を發出しておりますので、申し添えます。

- (別添1) 寄附金税額控除に係る事務の取扱いについて
- (別添2) 地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について
- (別添3) 地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県民税関係)
- (別添4) 地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村民税関係)
- (別添5) 参考資料

担当 総務省自治税務局市町村税課  
住民税第二係 中村  
Tel 03-5253-5111 (内線6659)  
03-5253-5669 (直通)  
Fax 03-5253-5671

(別添1)

事務連絡  
平成20年4月30日

各都道府県税務担当課・市町村担当課 御中

総務省自治税務局市町村税課

寄附金税額控除に係る事務の取扱いについて

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2、第314条の7及び附則第5条の5の規定による寄附金税額控除に係る事務取扱いについて、下記のとおり留意事項を取りまとめましたので、事務取扱上の参考としていただくようお願いいたします。併せて、貴都道府県庁内関係部局に対しても、この制度の趣旨、内容等について周知いただくようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を御連絡願います。

記

1. 寄附金を受領する都道府県又は市区町村における事務取扱

寄附金を受領する都道府県又は市区町村においては、寄附者に対し寄附金受領証を交付する際、別紙1の例を参考として、必要な記載事項を記載又は印字した寄附金税額控除申告書を交付する等、寄附者の申告に係る負担の軽減に努めること。

2. 条例により指定された寄附金税額控除の対象寄附金に係る団体等に対する協力要請

都道府県又は市区町村が条例により寄附金税額控除の対象寄附金を指定する際には、寄附者の申告に係る負担の軽減や市区町村における税務事務の効率化の観点から、あらかじめ、当該寄附金等に係る団体等に対し、別紙2及び別紙3の例を参考として、寄附金税額控除に係る事務処理等を行うよう協力を要請すること。

なお、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金に係る団体等が重複する場合の当該団体等に対する協力要請に当たっては、あらかじめ当該都道府県及び市区町村の間で調整を行い、当該団体等が混乱することのないよう配慮すること。

担当 総務省自治税務局市町村税課  
住民税第二係 中 村

Tel 03-5253-5111 (内線6659)

03-5253-5669 (直通)

Fax 03-5253-5671



平成21年度分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除申告書

平成	年	月	整理番号
◎◎	市長	殿	
住所	〇〇県◎◎市△△△△1丁目1番1号		フリガナ
			氏名 甲山 太郎 印
平成21年 1月1日 現在の住所			生年月日 明・大 昭・平
			電話番号

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

寄附先	寄附金額
◎◎市	100,000 円
計	

2. 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

寄附先	寄附金額
	円
計	

3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金

寄附先	指定区分	寄附金額
	都道府県 市区町村	円
	都道府県 市区町村	
	都道府県 市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

平成21年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書受付書

住所	〇〇県◎◎市△△△△1丁目1番1号	受付日付印
氏名	甲山 太郎 殿	

## 寄附金税額控除に係る寄附金受入団体の事務取扱の留意事項 (〇〇県の条例により指定されている寄附金に係る団体の例)

### 1. 寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、〇〇県に住所を有する方は道府県民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。控除額の算出方法は以下のとおりです。

$$(\text{貴団体に対し支払った寄附金額} - 5\text{千円}) \times 4\%$$

### 2. 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自らが支出した寄附金が寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴団体が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に対し交付してください。

### 3. 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては次の①～⑤の事項について、特に周知してください。

- ① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。
- ② サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所所在の〇〇県内の市町村に対する簡易な申告によることができるものであること。
- ③ 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書が必要であること。
- ④ 寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、寄附者が〇〇県の区域外に転居した場合、転居先の都道府県において貴団体に対する寄附金が条例指定されていない場合は、道府県民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- ⑤ 寄附時点の住所地の都道府県が貴団体に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に〇〇県の区域内に転居した場合は、道府県民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

### 4. 寄附金を受けた場合の受領証明書等の交付

寄附金を受けた場合には、別添2-1の例を参考に、寄附者に対し次の①から④の事項を記載した受領証明書を交付してください。

- ① 寄附者の住所    ② 寄附者の氏名    ③ 受領した寄附金の額    ④ 寄附金を受領した年月日

なお、受領証明書の交付の際は、必要な事項を記載又は印字した寄附金控除申告書を受領証明書とともに交付することなどにより、寄附者の申告に係る負担の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。

### 5. 寄附者名簿の作成・保存

〇〇県に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、別添2-2の例を参考に、寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧（以下「寄附者名簿」という。）を暦年ごとに〇〇県内の市町村別に作成し、〇〇県内各市町村税務担当課にそれぞれ寄附者名簿を翌年3月15日までに送付していただきますようお願いいたします。また、作成した寄附者名簿は、7年間保存してください。

平成21年度分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除申告書

〒	市	区	月	日	郵便番号
〒	市	区	月	日	〒
住所	〇〇県〇〇市△△△△1丁目1番1号				
氏名	甲山 太郎 印				
生年月日	年 月 日				
電話番号	市 区 番 号				

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

寄附先	寄附金額
	円
計	

2. 住居地の道府県共同基金又は日本赤十字社の支那に対する寄附金

寄附先	寄附金額
	円
計	

3. 住居地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金

指定区分	寄附金額
〇〇県 **会	100,000
市町村	
市町村	
市町村	
特別区	
特別区	
特別区	
計	

(9) 裏にないでください。

平成21年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書受付書

住所	〇〇県〇〇市△△△△1丁目1番1号	受付日付前
氏名	甲山 太郎	限

No. 1

寄附金受領証明書

住所 〇〇県〇〇市△△△△1丁目1番1号

氏名 甲山 太郎 様

〒 100,000

上記の金額を受領いたしました。

平成20年8月1日

〇〇法人 \*\*会 会長 乙川 二郎 印

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方団体に平成21年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ、(所得税の寄附金税額控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ) 申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

(注1) 所得税の寄附金税額控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、別添の「道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に必要な事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

(別添2-2)

## 平成20年分 寄附者名簿

条例指定団体等の名称  法人  \*\*会

〇〇 都・道・府・県 分  
市・区・町・村

平成20年1月1日～平成20年12月31日

氏名	住所	寄附金額	寄附金を 受領した 月日
甲山 太郎	〇〇県〇〇市△△△△1丁目 1番1号	100,000円	平成20年 8月1日
丁野 三郎	〇〇県□□町1番1号	50,000円	平成20年 10月1日
丙田 四郎	〇〇県▲▲村1番地1	30,000円	平成20年 12月1日

- (注) 1. 寄附者氏名は五十音順でご記入下さい。  
2. 都道府県分・市区町村分は別葉で作成してください。

## 寄附金税額控除に係る寄附金受入団体の事務取扱の留意事項 (××市の条例により指定されている寄附金に係る団体の例)

### 1. 寄附金税額控除の適用を受けられる寄附者

貴団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年の1月1日現在、××市に住所を有する方は市町村民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。控除額の算出方法は以下のとおりです。

$$(\text{貴団体に対し支払った寄附金額} - 5\text{千円}) \times 6\%$$

### 2. 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自らが支出した寄附金が寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴団体が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に対し交付してください。

### 3. 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては次の①～⑤の事項について、特に周知してください。

- ① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。
- ② サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、××市に対する簡易な申告によることのできるものであること。
- ③ 申告に当たっては、貴団体が交付した寄附金受領証明書が必要であること。
- ④ 寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、寄附者が××市の区域外に転居した場合、転居先の市区町村において貴団体に対する寄附金が条例指定されていなければ、市町村民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- ⑤ 寄附時点の住所地の市区町村が貴団体に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に××市の区域内に転居した場合は、市町村民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

### 4. 寄附金を受けた場合の受領証明書等の交付

寄附金を受けた場合には、別添3-1の例を参考に、寄附者に対し次の①から④の事項を記載した受領証明書を交付してください。

- ① 寄附者の住所    ② 寄附者の氏名    ③ 受領した寄附金の額    ④ 寄附金を受領した年月日

なお、受領証明書の交付の際は、必要な事項を記載又は印字した寄附金控除申告書を受領証明書とともに交付することなどにより、寄附者の申告に係る負担の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。

### 5. 寄附者名簿の作成・保存

××市に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、別添3-2の例を参考に、寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧(以下「寄附者名簿」という。)を暦年ごとに作成し、××市税務担当課に、寄附者名簿を翌年3月15日までに送付していただきますようお願いいたします。また、作成した寄附者名簿は、7年間保存してください。

平成21年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書

No. 1

寄附金受領証明書

住所 千葉県××市△△△△1丁目1番1号

氏名 戊本 一子 様

〒 200,000

上記の金額を受領いたしました。

平成20年9月1日

□□法人 \*\*会 会長 乙川 二郎 印

※ この寄附金を寄附金税額控除の対象寄附金として条例で指定している地方団体に平成21年1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ(所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を出す方は税務署へ)申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

(注1) 所得税の寄附金控除及び住民税の双方の寄附金税額控除の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要で、確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

(注2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、別添の「道府県民税・市町村民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載の上、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

平成 年 月 日	〒 市 区 町 丁目 番 号	電話番号
住所	千葉県××市△△△△1丁目1番1号	氏名 戊本 一子 印
平成21年1月1日現在の住所		生年月日 男・女 印・字
		電話番号

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかか後に該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

寄附先	寄附金額
計	

2. 住所越の道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

寄附先	寄附金額
計	

3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の家計で指定された寄附金

寄附先	指定区分	寄附金額
□□法人 **会	特定区分	200,000
	特定区分	
	特定区分	
	特定区分	
	特定区分	
計		

(切り取らないでください。)

平成21年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書受付番

住所	千葉県××市△△△△1丁目1番1号	受付番号
氏名	戊本 一子 様	

(別添3-2)

## 平成20年分 寄附者名簿

条例指定団体等の名称  法人  \*\*会

× × 都・道・府・県  
市・区・町・村 分

平成20年1月1日～平成20年12月31日

氏名	住所	寄附金額	寄附金を受領した月日
戊本 一子	■■■■県××市△△△△1丁目 1番1号	200,000円	平成20年 9月1日
庚村 太郎	■■■■県××市△△△△2丁目 2番2号	30,000円	平成20年 11月1日
己島 花子	■■■■県××市△△△△3丁目 3番3号	80,000円	平成20年 12月1日

- (注) 1. 寄附者氏名は五十音順でご記入下さい。  
2. 都道府県分・市区町村分は別葉で作成してください。

(別添2)

○地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

総税企第60号  
平成20年4月30日

各都道府県知事殿

総務事務次官

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について (抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号。以下「改正法」という。)、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号。以下「改正令」という。)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年総務省令第57号)は平成20年4月30日にそれぞれ公布され、原則として公布の日から施行されることとされたので、下記及び別添の事項に留意の上、その適切な運用に万全を期するようお願いします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく願います。



## II 地方税法の改正に関する事項

### 第1 道府県税の改正に関する事項

#### 1 道府県民税

(1) 平成21年度以後の各年度分の個人の道府県民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。

ア 控除対象寄附金の拡大等（法37の2、令7の17、7の18）

- ① 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県が条例で定めるものを追加すること。
- ② 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は4%とすること。
- ③ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げること。
- ④ 寄附金控除の適用下限額を5,000円（現行10万円）に引き下げること。

### 第2 市町村税の改正に関する事項

#### 1 市町村民税

(1) 平成21年度以後の各年度分の個人の市町村民税に係る寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。

ア 控除対象寄附金の拡大等（法314の7、令48の9）

- ① 寄附金控除の適用対象に、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として市区町村が条例で定めるものを追加すること。
- ② 現行の所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金に係る控除率は6%とすること。
- ③ 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%（現行25%）に引き上げること。
- ④ 寄附金控除の適用下限額を5,000円（現行10万円）に引き下げること。

(別添3)

○地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県民税関係）

総 税 都 第 2 1 号  
平成 2 0 年 4 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 事 務 次 官

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）  
の一部改正について（抜粋）

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年総務省令第57号）が平成20年4月30日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。

これに伴い、地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（昭和29年5月13日自乙府発第109号自治庁次長通達）の一部を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

記

別添「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおりとする。

道府県民税関係の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第4 課税標準及び税率</p> <p>1.2の2 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金（3）から（12）に掲げるものに関しては、それぞれ当該道府県の条例で定めるものに限る。）を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の1.00分の3.0に相当する金額を超える場合には、当該1.00分の3.0に相当する金額）が5千円を超える場合には、その超える金額の1.00分の4に相当する金額を当該納税義務者の法第35条及び第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法37の2①）</p> <p>（1） 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他の特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>（2） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第1.1.3条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の1.7各号の規定により定められたもの</p>	<p>第4 課税標準及び税率</p>

(3) 所得税法 (昭和40年法律第33号) 第78条第2項第2号の規定に基づき

財務大臣が指定した寄附金

(4) 所得税法施行令 (昭和40年政令第96号) 第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人 ( (2) に掲げるものを除く。 ) に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人 (所得税法施行令の一部を改正する政令 (平成20年政令第155号) 附則第18条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。 ) に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(8) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

(11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

(12) 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号) 第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金 (その寄附をした者に特別の利

益が及ぶと認められるものを除く。)

12の4 法第37条の2の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の  
諸点に留意すること。

(1) 共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金で寄附金税額控除の対象となる  
のは、賦課期日現在の住所所在の都道府県内に主たる事務所を有する共同募金  
会に対する寄附金又は賦課期日現在の住所所在の都道府県内に事務所を有する  
日本赤十字社の支部において収納された寄附金に限られ、住所地以外の都道府  
県共同募金会及び中央共同募金会に対する寄附金並びに住所地以外の日本赤十  
字社の支部及び日本赤十字社の本社において収納された寄附金は対象とならな  
いこと。

(2) 金銭以外の財産により寄附がなされた場合においては、所得税における寄附  
金控除と同様、その財産の取得費等必要経費に相当する金額が、寄附金税額控  
除の対象となる金額となるものであること。

(別添4)

○地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村民税関係）

総 税 市 第 1 4 号  
平成20年4月30日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 事 務 次 官

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村民税関係）  
の一部改正について（抜粋）

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年総務省令第57号）が平成20年4月30日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行されることとされました。

これに伴い、地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村民税関係）（昭和29年5月13日自乙市発第22号自治庁次長通達）の一部を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。

なお、この旨、貴都道府県内市区町村に対しても御連絡願います。

記

別添「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村民税関係）の一部改正新旧対照表」の「改正前」欄の下線部を「改正後」欄の下線部のとおり改める。

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村民税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第 4 税率及び税額の計算</p> <p>2.4 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる審附金（(3)から1.2)までに掲げるものに関しては、それぞれ当該市町村の条例に定めるものに限る。）を支出し、当該審附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の1.0.0分の3.0に相当する金額を超える場合には、当該1.0.0分の3.0に相当する金額）が5千円を超える場合には、その超える金額の1.0.0分の6に相当する金額を当該納税義務者の法第3.1.4条の3及び第3.1.4条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものであること。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とすること。（法3.1.4の7①）</p> <p>(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する審附金（当該納税義務者がその審附金によって設けられた設備を専属的に利用することその他の特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第1.1.3条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する審附金又は日本赤十字社に対する審附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、令第7条の1.7各号の規定により定められたもの</p> <p>(3) 所得税法（昭和40年法律第33号）第7.8条第2項第2号の規定に基づき</p>	<p>第 4 税率及び税額の計算</p>

財務大臣が指定した寄附金

- (4) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人( (2)に掲げるものを除く。 ) に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。 ) に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (10) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (12) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)



2.4の3 法第314条の7の規定に基づき寄附金税額控除の適用に当たっては、

次の諸点に留意すること。

(1) 共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金で寄附金税額控除の対象となるのは、賦課期日現在の住所所在の都道府県内に主たる事務所を有する共同募金会に対する寄附金又は賦課期日現在の住所所在の都道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納された寄附金に限られ、住所地以外の都道府県共同募金会及び中央共同募金会に対する寄附金並びに住所地以外の日本赤十字社の支部及び日本赤十字社の本社において収納された寄附金は対象とならないこと。

(2) 金銭以外の財産により寄附がなされた場合には、所得税における寄附金控除と同様、その財産の取得費等必要経費に相当する金額が、寄附金税額控除の対象となる金額となるものであること。

2.4の4 住民税の寄附金税額控除の適用のみ受けようとする者で、法第45条の2第1項ただし書及び法第317条の2第1項ただし書の規定により同条の申告義務を免除されている者の寄附金税額控除の申告については、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）に定める第5号の5の2様式に従って市町村において作成された申告書によるものであること。

なお、複数の寄附先がある場合には、1枚の申告書に全ての寄附金に関する事項を記載して提出することも、寄附先ごとに個別の申告書を提出することができるものであること。

個人住民税における寄附金税制(地方公共団体以外)の見直し

現 行

改 正 後

[ 対 象 寄 附 金 ]

- ・住所地の都道府県共同募金会に  
対する寄附金
- ・住所地の日本赤十字社支部に対  
する寄附金

現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が  
条例により指定した寄附金を追加

(所得税の寄附金控除の対象となる寄附金(国に対する寄附金  
及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうち  
から地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都  
道府県又は市区町村が条例により指定

[ 控 除 方 式 ]

所得控除方式

税額控除方式

[ 控 除 率 ]

( 適用対象寄附金 × 税率(10%) )  
の軽減効果

道府県民税4%  
市町村民税6%

[ 控 除 対 象 限 度 額 ]

総所得金額等の25%

総所得金額等の30%

[ 適 用 下 限 額 ]

10万円

5千円

(別添5)

※ 条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としない。

## 所得税と個人住民税の控除対象寄附金の比較

所得税	個人住民税
<p>1 国又は地方公共団体に対する寄附金</p>	<p>[国は対象外]</p>
<p>2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの [539件(H17年度の指定数)]</p>	<p>都道府県、市区町村に対する寄附金 (平成6年度創設)</p> <p>住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成2年度創設)</p> <p>住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成4年度創設)</p>
<p>3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本学生支援機構などの独立行政法人等</li> <li>② (財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等</li> <li>③ 科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人</li> <li>④ 学校法人</li> <li>⑤ 社会福祉法人</li> <li>⑥ 更生保護法人</li> </ul> <p>[①～⑥の合計:20,662法人(H18.4.1現在)]</p>	<p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;">新たに都道府県又は市区町村の条例により 対象寄附金を指定する仕組みを導入</p>
<p>4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 [80法人(H20.4.1現在)]</p>	
<p>5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭</p>	
<p>6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金</p>	
<p>7 政党等に対する政治活動に関する寄附金</p>	<p>[対象外]</p>